

大情審答申第 271 号
平成 22 年 6 月 29 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年 7 月29日付け大財固第161号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 5 月 28 日付け大財固第 78 号により
行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論において妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 5 月 15 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市が地方税
法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 415 条及び総務省令に基づき平
成 21 年 3 月 31 日までに作成した『土地価格等縦覧帳簿』並びに『家屋価格等縦覧帳
簿』にある各項目の内、個人・課税に関わる情報中明らかに非開示とすべき個人情報・
課税情報（個人名、住所、評価額など）の項を除く、それぞれ『所在、地番、地目、
面積』、『所在、家屋番号、種類、構造、床面積』を抽出したものの電磁的記録（一
覧表）で、各区ごと又は各市税事務所のもの。」の公開請求（以下「本件請求」とい
う。）を行った。

2 非公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書として、「土地価格等縦覧帳簿（平成 21 年度分）、
家屋価格等縦覧帳簿（平成 21 年度分）」（以下「本件各文書」という。）を特定した
上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を
行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

公開請求に係る公文書に記載された情報における資産の所在及び地番は、他の情

報と照合することにより、特定の個人の財産の有無を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

公開請求に係る公文書に記載された情報における資産の所在及び地番は、他の情報と照合することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の財産に関する情報を識別することができ、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号のただし書にも該当しない。

条例第7条第7号に該当

(説明)

公開請求に係る公文書に記載された情報は、法第22条の地方税に関する調査に係る事務において知り得た秘密を漏らしてはいけないという守秘義務に抵触するおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年6月29日、本件決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各文書について

本件各文書について、縦覧期間や縦覧できる者の制限を設けているのは価格の比較・確認のために、この秘密を一時的に解除して、納税者等の財産と権利を保護するための措置であり、価格を除いた情報は通常の行政文書と同じであって、特に個人の権利・利益を害するものではない。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 特定の個人の識別性について

価格を除く本件各文書については、通常他人に知られたいと認められる情報でもないし、たちまち特定の個人を識別できるものでもない。

実施機関は、他の情報と照合する例として、登記事項証明書を掲げているが、登記事項証明書によって特定の個人が識別できるのは当然であって、そのことがただし書ア及びイを保証しているのであり、そのための登記制度である。

所在及び地番を他の情報と照合するというのは、その照合の対象が登記情報であるとするなら、何十万件もの地番と照合すること自体が非現実的で、特別な方法と言わざるを得ない。

条例解釈・運用の手引（以下「手引」という。）には、条例第7条第1号ただし

書ア及びイについて、非公開に該当しない具体例として、登記事項証明書や公益が優先する場合を例示している。価格を除く各項目は不動産登記事項と同種のもので、もともと公開を認められているものであり、公表されている地籍図と同種の情報でもある。

さらに、登記事項と一致しない情報が本件各文書に記載されていることをもって、個人又は法人の財産に関する情報を識別できるとしているが、登記事項と一致しない情報自体が非公開（秘匿）とすべき情報であるとは言えないし、もし、個人又は法人の財産に関する状況を識別できること自体が非公開（秘匿）に該当するとすれば、登記情報そのものが非公開に該当することになってしまう。法第 381 条第 7 項や第 382 条においても、登記・未登記の区別無く、存在する課税客体を正確に把握し、課税の公平・公正を期すべきことを求めているのである。

(2) 未登記及び登記事項と異なる状況等について

実施機関は、「登記事項」「未登記物件」あるいは「非課税物件」「免税点未満物件」等の全ての情報をひと括りにして個人の財産に関する情報とし、特定の個人が識別できるので非公開としている。

本件各文書が、個人・法人に関わる情報であり、個人・法人の財産に関わる情報であることを、異議申立人は一度も否定したことはない。

個人・法人に関わる情報のうち、公開できない情報を特定し、できない理由・根拠を明らかにした上での部分公開を求めているものである。

大阪州市税条例（昭和 29 年大阪市条例第 16 号）第 62 条においては、「固定資産に係る不申告に関する過料」も定めて、未登記や登記事項と異なる状況を容認しているわけではないことから、これを個人の財産に係る情報であるとして秘匿する必要もないわけである。

もとより、土地・建物の表示・表題登記は不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 36 条及び第 47 条により義務付けられているものであり、未登記は違法状態にあるだけで、事務に関して知り得た秘密に該当するわけではない。

さらに、未登記物件や登記事項と異なる情報が記載されている本件各文書は一定期間納税者の縦覧に供されていたものであって、納税者には開示（縦覧）されていた情報が、公開請求者には部分公開もできないとなれば、大阪市の条例等の解釈・運用に二重基準があることになってしまう。

3 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号ただし書には、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」とあって、「登記事項」として誰でも知ることができる所在、地番等がこれに該当することは明らかである。

手引においては、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについて、本件請求の項目等に関連する事項は掲げられておらず、逆に、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」の例として、法人に関する登記事項を掲げている。

4 条例第7条第7号該当性について

行政庁の扱う情報のほとんどが個人又は法人に関する情報であったり、課税に関わる情報であったりすることは当然である。

だからこそ、それらに関する情報は原則公開としつつも、例外的に非公開とすべき情報について法令・条例等で規定しているのであって、課税事務に関して知り得た情報全てが非公開とすべきものではないことは明らかである。

守秘義務に抵触するおそれのある情報が、本件各文書や閲覧用課税台帳に記載されているならば、縦覧・閲覧する者には公開してもよいが、公開請求者には公開してはならないということになり、はなはだ不合理であるばかりでなく、市民に対しても背信的と言わざるを得ない。

守秘義務が課せられている情報は、市のホームページにも掲載されているように価格の部分であることは明らかであり、そもそも本件請求の所在・地番等が登記事項として公開が認められているものであるから、本件決定は当を得ていない。

5 その他の主張

本件請求に際して請求項目を特定しているのであるから、実施機関は、その項目に沿って非公開の理由を述べるべきと考えるが、「価格」を含めた公文書について、裁判判例などを引き合いに出して反論しても意味を持たない。

各項目の内、どの部分が、どのような理由で、何を根拠に非公開であるかが明らかにならない中で、一方的に非公開部分を除くための時間、労力、費用を算出して「過度の負担」としていることも同様に無意味である。

こうした作業を「過度の負担」としながら、一方では「未登記」も「非課税」も「免税点未満」も「登記と異なる状況」も、登記情報と照合すれば特定の個人が識別できる（特別な手段による識別）などというのは大いなる矛盾である。

また、電磁的記録が存在しないという説明は、税業務システムを編集、加工して本件各文書が作成されたと推測されるところ、本件各文書を作成した時のファイルが請求時点でないということなのか、破棄したのか分からないが、判然としない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1号該当性について

平成17年2月23日付け福岡高裁判決「公文書非公開決定処分の取消等請求事件」によれば、「市町村長が作成する土地価格等縦覧帳簿には、土地課税台帳等に登録された土地の所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格が記載されているところ、個人の土地の保有状況及び価格が個人の財産に関する情報である」とされ、当該請求については棄却されている。

本件各文書に記載されている地目、地積、種類、構造及び床面積は、賦課期日現在の現況であり、未登記の家屋は、家屋価格等縦覧帳簿において家屋番号部分を空白としている。

また、法第415条第1項において、本件各文書に記載されるべき情報は固定資産税

を課することができるものに限るとされていることから、非課税（一部非課税となる場合は当該部分）及び免税点未満の土地及び家屋は本件各文書に記載されるものではない。

すなわち、本件各文書に記載されている登記事項である情報（土地の地目、地積、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積）と、法務局の登記簿の情報は必ずしも同一のものではなく、これらの情報は、個人の財産に関する情報として「個人に関する情報」に該当する。

また、当該年度の固定資産税に係る価格についても、個人の財産に関する情報であり、本件各文書には所有者に関する情報は記載されていないものの、法務局の登記簿等と照合すれば、その当該土地及び家屋の所有者氏名及び住所が判明し、特定の個人を識別できることは明らかである。

なお、本件各文書は条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

2 条例第7条第2号該当性について

法人等が所有する土地及び家屋については、法人等の事業者の財産に関する情報であり、本件各文書には所有者に関する情報は記載されていないものの、法務局の登記簿等と照合すれば、法人等の固定資産の保有状況及び価格により法人等の事業者の財産に関する情報を識別できることは明らかである。

個人所有の財産の場合と同様に、本件各文書に記載されている登記事項である情報（土地の地目、地積、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積）と、法務局の登記簿の情報は必ずしも同一のものではなく、これらは、経営、経理等事業活動を行う上での内部管理に属する事項であって、公開することにより財産の帳簿価額が予想されるなど法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

3 条例第7条第7号該当性について

地方税に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において納税義務者等が行う申告又は報告により、あるいは質問検査権を行使することによって、私人の秘密を知り得る地位にある。地方税に関する事務に従事する者自身がその事務に関して知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、人権に対する侵害となる。このような人権に対する侵害が現実に発生することを防止するため、法第22条において「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」と規定され、地方税に関する事務に従事する者に対して守秘義務が課せられている。

本件各文書については、毎年4月1日から4月20日又は最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで縦覧期間において縦覧に供することとされ、法に規定する縦覧の方法による場合にのみ守秘義務が解除されている。

したがって、縦覧期間の経過後に縦覧帳簿を開示することはもとより、固定資産課税台帳に記載されている事項をはじめ税務調査で知り得た事項については、一般に知

られている事項（法務局の登記簿情報）を除き、法第 22 条の「秘密」に該当するものであることから、これらを開示することは守秘義務に反するおそれがあるものである。

また、本件各文書を縦覧し得る者は、特定の土地又は家屋の納税者に限ることとしており、自己が納税義務を負う土地又は家屋と比較すべき土地又は家屋の範囲を超えて、本件各文書を一般的に縦覧し得る権利はないし、本件各文書はそのようなことを目的として作成されている文書ではない。

4 条例第 8 条第 1 項における部分公開について

本件各文書に関し、上述の事項を整理の上、一般に知られている事項（法務局の登記簿情報と一致する情報）以外の記載部分を区分して除くためには、本件各文書の記載件数約 165 万件（土地：約 76 万件、家屋：約 89 万件）の情報に関して、税務事務システム端末を用いて 1 件ごとに検索を行い、区分する事項の確認を要するものである。

したがって、本件各文書については条例第 8 条第 1 項に定める、非公開情報が記載されている部分を容易に区分して除くことができるものではなく、部分公開を行うためには、適正な予算執行上の問題が生じることとなる。

なお、当該作業に要する時間、労力、費用等については、登記簿と縦覧帳簿の相違部分の確認、黒塗りに要する作業時間、複写に要する作業時間を合わせると、約 5 万時間、その人件費は約 1 億 3 千万円を要すると試算した。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

本件各文書は、法第 415 条に作成が義務付けられているもので、土地価格等縦覧帳簿には、土地の所在、地目、地積、当年度価格が、家屋価格等縦覧帳簿には、家屋の所在、家屋の登録番号・建築年・家屋番号、種類（用途）、構造、床面積、当年度価格が 1 物件毎に記載された表となっているもので、1 頁に 28 件が記載されている。

本件各文書は、区毎に特定の決められた町名順（住所コード順）、丁目順に記載されており、実施機関によると、大阪市全域を対象とする本件請求に係る物件単位の情報、土地が約 76 万件、家屋は約 89 万件分に及び、写しの枚数は約 5 万 9 千枚に達するとのことである。

なお、家屋価格等縦覧帳簿では、登記がなされていない家屋の家屋番号は空白になっている。

また、本件各文書自体は、その性質上、個人に係る情報であるか、法人等に係る情報であるか、登記簿に記載されている情報（以下「登記情報」という。）と一致する情報か否かの区別を必要とせず、それらが判別できる情報は記載されていない。

なお、実施機関が本件請求に対し、電磁的記録ではなく、実際に縦覧に供された帳簿そのものを特定している。そこで、当審査会が改めて電磁的記録の存在について実施機関に確認したところ、帳簿出力に用いるデータファイルは、本件請求時点で税務事務システムの委託業者のもとで存在していたが、当該データファイルは随時更新されており、また、そもそも既存のプログラムでは、一部項目を抽出して用紙に出力あるいはフロッピーディスクに複写することも不可能であり、本件請求に対応するには、実際に縦覧に供された帳簿を特定するほかなかったとのことである。

3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件請求において「所在、地番、地目、面積」「所在、家屋番号、種類、構造、床面積」として、公開を求める項目を指定し、条例第 7 条各号により非公開としたこれらの情報を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件各文書中の「当年度価格（評価額）、家屋の登録番号及び建築年」は公開を求めていると認められるから、本件異議申立てにおける争点は、非公開とした情報のうち当年度価格（評価額）、家屋の登録番号及び建築年を除く各情報（以下「本件各情報」という。）の条例第 7 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号該当性並びに部分公開の可否である。

4 条例第 7 条第 1 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員

等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

- (2) そこで、本件各情報のうち、個人が所有する土地及び家屋に係る情報について、以下、検討する。

まず、異議申立人が主張するとおり、本件各文書に記載された土地の所在並びに家屋の所在及び家屋番号は、それ自体から直接特定の個人を識別することはできない。

しかしながら、市販されている住宅地図や登記簿等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することは可能であるから、本件各情報のうち、個人が所有する土地及び家屋に係る情報は、条例第7条第1号本文の特定の個人を識別できる情報であると認められる。

- (3) また、異議申立人は、本件各文書は、縦覧制度により約70万人の納税者である市民に公にされているとともに、本件各文書の所在及び地番と同じ情報が記載されている地籍図が大阪市ホームページで公表されているため、本件各情報は公開すべきと主張している。

加えて、本件各情報は登記情報と一致することから、ただし書ア及びイに該当し、仮に登記情報と一致していない場合でも不動産登記法第36条及び第47条により登記が義務付けられており、未登記は違法状態にあるにすぎないため、非公開とする理由がない旨主張している。

- (4) これらの異議申立人の主張を踏まえ、以下、同号ただし書該当性を検討する。

ア 縦覧制度について

本件各文書は、法第415条に基づき作成され、法第416条により期間限定（毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで）で、固定資産税の納税者のみが指定場所において縦覧できる制度が設けられている。この縦覧制度の趣旨は、法第416条により、当該土地又は家屋が所在する市区町村内の他の土地又は家屋の価格を比較することができるようにする目的で関係者に固定資産の価格等について知らせ、不服がある場合においては固定資産評価審査委員会に対する審査申出の機会を与えようとするものと定められている。

実施機関によると、本件各文書は、縦覧期間以外には縦覧を禁止し、縦覧期間中、希望者は、納税者であることを疎明のうえ当該区内の情報を縦覧できるが、縦覧期間にあっても写しの交付は行っていないとのことである。

また、当該縦覧制度は、法第22条に規定する「秘密」に該当する土地等の評価額を開示するところ、法に規定する縦覧の方法による場合にのみ守秘義務を解除しているもので、縦覧期間の経過後に縦覧帳簿を開示することは、この守秘義務に反するおそれから、期間外の縦覧帳簿の開示は禁止されているものと解される。

このような取扱いを踏まえると、縦覧制度は、縦覧した者又は対象者の人数の多寡にかかわらず、固定資産税納税義務者のみを対象として、また、期間を限定して行われていることから、本件各情報が何人に対しても「公にされ…る情報」

とは認められない。

イ 地籍図の公表について

実施機関によると、平成 20 年 1 月から「固定資産（土地）地籍図」をインターネットで公表しており、この地籍図は、法第 380 条に基づき備えている地図であり、地番の並びが記載されているとのことである。

当審査会で当該文書を見分したところ、家屋に係る情報の記載は無く、土地の位置関係、形状は確認できる図面であるが、その地目や地積が明らかになるものではなく、一筆毎の地番は記載されているものの、地籍図に掲載されている情報が本件各情報と同一の情報とは認められず、本件各情報は「公にされ…る情報」とは認められない。

ウ 登記情報との同一性について

(ア) 実施機関から、次のとおり説明があった。

法第 380 条から第 382 条までに基づき、不動産の所有に関し異動があった場合、登記所より財政局固定資産税担当に通知がなされ、その内容を「土地課税台帳」及び「家屋課税台帳」に登録し、これらの情報をもとに、実地調査等及び評価を行い、それらの利用状況に応じ課税内容として固定資産課税台帳に情報を整備している。

また、登記されていない不動産についても、同様に実態調査のうえ評価を行い、「土地補充課税台帳」及び「家屋補充課税台帳」に課税に必要な事項を登録している。

なお、登記の状況にかかわらず、固定資産の状況は、法第 408 条に基づき調査を毎年度実施することとしており、実態に即した適正な課税を行うため、航空写真等を撮影するなど、現況を確認し評価を行うよう努めている。また、これらの事務処理は、税務事務システムとして、電子計算機処理を行っている。

本件各文書は、固定資産課税台帳に登録されている、実施機関が評価した後の情報のうち、法第 415 条で定められた情報について、電子計算機処理により抽出し印刷作成したものである。

土地については、現況に則った登記が行われていれば、登記事項と本件各情報に相違が生じない場合も認められる一方、そもそも土地の登記がない場合や、登記地目と現況が異なる場合（登記地目が田で、現況が宅地の事例など）も多分にある。また、一筆の土地の一部の用途が道路として利用されている場合や一筆の土地を複数の用途に利用している場合では、一筆毎に情報を登録する登記と違い、現況に応じ課税評価することから、地目及び地積は登記内容と一致しない。

同様に、家屋に関する情報についても、現況に則った登記が行われている場合は、登記事項と本件各情報は一致するものであるが、実態として登記のなされていない家屋や、増改築等の際にその内容を登記していない家屋も多い。また、区分所有家屋については、居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の面積を按分し、加えた床面積を課税対象として評価しているため、登記内容と本件各情報は一致しない。

(イ) 以上を踏まえると、本件各情報は、登記簿の情報を基礎にしながらも実施機関が実態調査や測量、航空写真による確認等を行った結果を踏まえ、税務事務システムに1件ずつその都度アクセスし、入力等することにより作成・更新されていくもので、端緒としては登記情報であったとしても、これらの課税事務処理を経てそれ自体合目的に整理された課税のための情報（以下「課税情報」という。）であり、本件各文書に記載されている情報は、登記情報とは性格を異にするものと認められる。

(ウ) ところで、異議申立人は、本件各情報のうち登記情報と一致する情報については、当然に同号ただし書アに該当する旨を主張している。

確かに、本件各情報のうち、土地については地目及び地積、家屋については種類（用途）、構造及び床面積に関していえば、登記情報を端緒として、課税事務処理を経た結果、情報そのものを見れば登記簿上の記載と外形的には一致しているように見受けられる情報は存在する。

しかしながら、登記の情報というものは、そもそも不動産登記法が規定するとおり、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資する目的のために公にされている情報であるから、登記簿上の記載と一致しているということだけをもって、課税情報である本件各情報の一部が、登記簿により公にされている情報であるとまでは解されない。

また仮に、外形的に同一であることを理由に、登記と一致している情報のみを公にすることになれば、これにより公にされる情報は、登記簿どおり課税されているということを明らかにし、他方、公にされない情報は、登記簿どおり課税されていないということを明らかにすることになる。

このことは、縦覧制度以外によっては本来明らかにされることのない課税実態が、特定の個人が識別可能な状態で明らかにされることになるから、登記と一致しているということを理由に、これを公にすることはできないと言うべきである。

エ まとめ

以上により、個人が所有する土地及び家屋に係る本件各情報は、課税情報であって、上記アからウにあるとおり、縦覧制度や地籍図あるいは登記簿によって、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、ただし書アには該当しない。

また、これらの課税情報が、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため」、何人に対しても公にすることが必要であると認められる情報であるとは解されず、ただし書イにも該当しないし、その性質上、ただし書ウにも該当しない。

5 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

- (2) 本件各情報のうち、法人等の事業者が所有する土地及び家屋に係る情報について、以下、検討する。

上記4(2)で検討したのと同様に、土地及び建物の所在は、市販されている住宅地図や登記簿と照合することにより、所有者である特定の法人等を識別することができ、本件各情報は、特定の法人等に関する情報であると認められる。

そして、法人等の課税情報は、法人等の内部管理に属する事項に関する情報であって、一般に、当該情報を公表している法人等は確認できない。

また、所有者が法人等であっても上記4(4)での検討と同様に、本件各情報は、公にされている情報とは認められず、また、法人登記として公にされている情報とも性格を異にするから、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、法人等の事業者が所有する土地及び家屋に係る本件各情報は、条例第7条第2号に該当する。

6 部分公開の可否について

- (1) 条例第8条第1項本文は、非公開情報が記録されている部分を「容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と規定しているが、同項ただし書により、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」として、ただし書に該当する場合は、部分公開の義務を免除している。

また、同条第2項は、公開請求に係る公文書に条例第7条第1号の情報で特定の個人を識別することができるものが記録されている場合において、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

- (2) 上記4及び5にあるとおり、本件各情報は課税情報であって、条例第7条第1号又は第2号に該当すると判断したが、その部分公開の可否について、以下、検討する。

(3) 本件各文書は一覧表であることから、本件各情報について、一部を区分し除くことは物理的には可能であるが、まず、識別情報であるところの土地又は家屋の所在及び家屋番号を除外した場合の公開の可否を検討すると、残りの情報を公にしても、ただちに特定の個人又は法人等を識別することはできない。

しかしながら、本件各文書は、区ごとの単位で、町丁目毎に改頁されて出力されており、各物件の掲載順序も所在地番の小さいものから大きいものの順に、一定の連続性又は規則性をもって記載されている。

この記載の連続性又は規則性があることに加えて、地区や地域を限定して公開請求がなされた場合を想定すれば、残りの地積と地目あるいは床面積、種類（用途）及び構造の各情報そのもの又はそれらを組み合わせた上で、登記簿、地籍図、市販の住宅地図等の情報と照合すれば、特定の個人又は法人等が識別される可能性を否定できないから、これを公にすることはできない。

次に、土地又は家屋の所在及び家屋番号のみの公開の可否を検討すると、本件各文書が課税の対象となった土地及び家屋の情報であるところ、これらの情報を公にすることは、本件各文書中に現れない登記簿上の大阪市内の土地又は家屋が、非課税及び免税点未満の土地又は家屋であることを意味し、登記簿との照合によって、本件各文書に現れない土地又は家屋の所有者である個人又は法人等の課税に関する情報を明らかにすることになるから、これを公にすることもできない。

また、これらの情報を除いた文書表題や表中の項目名等について、有意でないとは言いうまでもない。

以上の理由から、本件各文書を部分公開することはできない。

7 条例第7条第7号該当性について

本件各文書については、上記4から6のとおり、条例第7条第1号又は第2号に該当し、また、部分公開に適せず非公開の結論は妥当であるから、条例第7条第7号該当性については判断するまでもない。

8 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、請求項目を特定しており、実施機関は、その請求項目に沿って、どの部分がどのような理由で何を根拠に非公開としているのか、その理由を述べるべきである旨主張している。

(2) まず、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときの理由の提示について、条例第10条第3項は、「公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定しており、条例第7条各号所定の非公開事由のどれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなくてはならないと解される。

(3) 上記の観点から本件決定通知書に記された理由を見ると、当審査会の判断に照らせば、十分に説明を尽くしているとまでは言えないものの、本件各文書が非公開であることを根拠条文とともに示しており、理由付記としての不備はないものと認められる。

9 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 大野潤、委員 赤津加奈美